

改正後	現 行
<p>(4) (略)</p> <p>(5) サービスの提供 (基準第 122 条)</p> <p>① サービス提供の基本方針</p> <p>指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援する</p>	<p>基準第 120 条第 3 項は、指定短期入所事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、エの費用の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知) によるものとする。</p> <p>(4) 指定短期入所の取扱方針 (基準第 121 条)</p> <p>基準第 121 条第 2 項に規定するサービスの提供方法等とは、指定短期入所の内容や利用期間内の行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(5) サービスの提供 (基準第 122 条)</p> <p>① サービス提供の基本方針</p> <p>指定短期入所の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分踏まえ、自立している機能の低下が起きないようにするとともに、残存機能の維持又は向上が図られるよう、適切な技術をもって支援するこ</p>

改正後	現 行
<p>こと。</p> <p><u>また、同一法人内の複数の指定短期入所事業所において、同一利用者へ短期入所が提供される場合、その利用者の状態や意向等を踏まえることなく、当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。</u></p> <p>なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	<p>と。</p> <p>なお、サービスの実施に当たっては、利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。</p> <p>② 入浴の実施</p> <p>基準第 122 条第 2 項で定める入浴の実施に当たっては、利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。</p> <p>なお、入浴の実施に当たっては、事前に健康管理を行い、入浴することが困難な場合は、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。</p> <p>③ 食事の提供</p> <p>ア 栄養管理等</p> <p>同条第 4 項及び第 5 項に定める食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。</p> <p>(Ⅰ) 利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること</p> <p>(Ⅱ) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、そ</p>

改正後	現 行
<p>(6) 運営規程（基準第 123 条） （略）</p> <p>① 利用定員（第 3 号）</p> <p>② <u>その他運営に関する重要事項（第 10 号）</u> <u>障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障 障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の（1）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。</u></p>	<p>の実施状況を明らかにしておくこと。 (Ⅲ) 適切な衛生管理がなされていること。</p> <p>イ 外部委託との関係 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定短期入所事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。</p> <p>(6) 運営規程（基準第 123 条） 指定短期入所の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定短期入所の提供を確保するため、基準第 123 条第 1 号から第 10 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定短期入所事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>・ 利用定員（第 3 号） 空床利用型事業所を除く短期入所事業所にあつては、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。 （新設）</p>

改正後	現 行
(7) (略)	<p>(7) 定員の遵守 (基準第 124 条)</p> <p>指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の 3 の (17) を参照されたい。なお、この場合の指定短期入所事業所が定める利用定員は次のとおりとする。</p> <p>① 併設事業所の場合 併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p> <p>② 空床利用型事業所の場合 指定障害者支援施設等の居室のベッド数</p> <p>③ 単独型事業所の場合 単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数</p>
(8) (略)	<p>(8) 準用 (基準第 125 条)</p> <p>第 9 条、第 11 条から第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条から第 42 条まで、第 60 条、第 66 条、第 68 条、第 70 条、第 71 条、第 73 条、第 74 条、第 87 条及び第 90 条から第 92 条までの規定は、指定短期入所の事業について準用されるものであることから、第三の 3 の (1)、(3) から (7) まで ((3) の②を除く。)、(9)、(10)、(12)、(13)、(17)、(18) 及び (24) から (29) まで並びに第四の 3 の (9)、(15)、(17)、(19)、(20)、(21) 及び (22) 並びに第五の 3 の (6)、(9) 及び (10) を参照されたい。</p>

改正後	現行
<p>5 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p>(1) <u>共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 125 条の 2、第 125 条の 3）</u> <u>共生型短期入所にかかる共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う介護保険法による指定短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u> <u>指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型短期入所を受ける利用者（障害児者）の数を含めて当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u> <u>なお、共生型短期入所の管理者と指定短期入所生活介護事業所等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② <u>設備に関する基準</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>指定短期入所生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p><u>③ 指定短期入所事業所その他の関係施設から、指定短期入所生活介護事業所等が障害児者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（基準第 125 条の 4）</u></p> <p><u>基準第 125 条の 4 の規定により、基準第 9 条、第 11 条から第 17 条まで、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 29 条、第 36 条から第 42 条まで、第 51 条、第 60 条、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条、第 74 条、第 87 条、第 90 条から第 92 条まで、第 114 条及び前節（第 124 条及び第 125 条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用されるものであるため、第 3 の 3 の（1）、（3）から（7）まで、（9）、（10）、（12）、（13）、（17）、（18）、（24）から（29）まで、第 4 の 1 の（7）、第 4 の 3 の（9）まで、（15）、（17）から（19）まで、（21）、（22）、第 5 の 3 の（6）、（9）、（10）、第 6 の 4 （（7）、（8）を除く）を参照されたいこと。</u></p> <p><u>なお、基準第 123 条第 3 号の規定について、共生型短期入所の利用定員は、共生型短期入所の指定を受ける指定短期入所生活介護事業所等に</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>において同時にサービス提供を受けることができる利用者数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員5人の場合、利用日によって、共生型短期入所の利用者が4人、指定短期入所生活介護等の利用者が1人であっても、共生型短期入所の利用者が2人、指定短期入所生活介護等の利用者が3人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u> <u>生活介護と同様であるので、第5の4の(5)を参照されたい。</u></p> <p><u>6 基準該当障害福祉サービスの基準</u></p>	<p>5 基準該当障害福祉サービスの基準</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（第125条の2） 介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者等が、その地域において、指定短期入所事業所が少ないなど、指定短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護等の宿泊サービスを基準該当短期入所とみなすこととし、この場合の基準該当短期入所事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。</p> <p>① 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援と見なされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指</p>

改正後	現 行
	<p>定通所支援基準第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスと見なされる通いサービス又は特区省令第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p>② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限とし、通いサービスの利用定員の 3 分の 1 から 9 人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6 人）までの範囲内とすること</p> <p>③ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね 7.43 ㎡以上であること。</p> <p>④ 指定短期入所事業所、障害児入所施設その他の関係施設から、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障害者及び障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>(2) 準用（第 125 条の 3） 第 120 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。</p>

改正後	現行
<p>第七 重度障害者等包括支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第 127 条）</p> <p>① サービス提供責任者</p> <p>基準第 127 条第 2 項及び第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援計画の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を 1 人以上置かなければならないこととしたものである。</p> <p>ア（略）</p> <p>イ（略）</p>	<p>第七 重度障害者等包括支援</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 従業者の員数（基準第 127 条）</p> <p>① サービス提供責任者</p> <p>基準第 127 条第 2 項及び第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業者は、複数の障害福祉サービスを必要とする重度の利用者の多様なニーズに対して、臨機応変に対応することが求められ、適切な重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）の作成や総合的なサービス調整が必要であることから、指定重度障害者等包括支援事業者ごとに、次のいずれの要件にも該当するサービス提供責任者を 1 人以上置かなければならないこととしたものである。</p> <p>ア 相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）第 3 条第 2 項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員をいう。）であること。</p> <p>イ 重度障害者等包括支援利用対象者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する</p>

改正後	現行
<p>② 管理者との兼務</p> <p>配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は常勤でなければならない。<u>なお、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。また、指定重度障害者等包括支援事業所が、指定計画相談を行う場合において、指定計画相談に従事する相談支援専門員が、サービス提供責任者を兼務することなども差し支えないものであること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者をいう。以下同じ。）に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に3年以上従事した経験を有する者であること。</p> <p>なお、その際の必要な実務経験については、業務の範囲通知のうち重度障害者等包括支援利用対象者に関するもの又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務とし、併せて、従事した期間は、業務の範囲通知に基づき、3年に換算して認定するものとする。</p> <p>② 管理者との兼務</p> <p>配置されるサービス提供責任者のうち、1人以上は<u>専任かつ</u>常勤でなければならない<u>が</u>、管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないものであること。</p> <p>(2) 準用（基準第128条）</p> <p>基準第6条については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用されるものであることから、第三の1の(3)を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準（基準第129条）</p> <p>基準第8条第1項については、指定重度障害者等包括支援の事業に準用</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>されるものであることから、第三の2の(1)から(4)までを参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 実施主体(基準第130条)</p> <p>指定重度障害者等包括支援として提供される障害福祉サービスの内容及び当該サービスの質等については、指定重度障害者等包括支援事業者が責任を負う仕組みとしている。このため、当該指定重度障害者等包括支援事業者に求められる資質を確保する観点から、当該指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業者を除く。)又は指定障害者支援施設であることを、指定の要件としたものである。</p> <p>(2) 事業所の体制(基準第131条)</p> <p>① 基準第131条第1項は、指定重度障害者等包括支援事業所においては、重度の利用者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その時々での支援の度合等に応じて必要となる複数の障害福祉サービスを臨機応変に組み合わせて提供する必要がある、緊急時等における利用者のニーズを即座に反映することが可能となるような体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、重度障害者等包括支援事業所が、複数の障害福祉サービスを組み合わせて提供するものであることにかんがみ、自ら又は第三者に委託することにより、最低2以上の障害福祉サービス</p>

改正後	現 行
<p>(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第 132 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援</u>、<u>就労定着支援</u>及び<u>自立生活援助</u>については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第</p>	<p>を提供できる体制を確保しなければならないこととしたものである。</p> <p>③ 同条第 3 項は、指定重度障害者等包括支援事業所の利用者に病状の急変が生じた場合等において、適切かつ速やかに対応するため、当該指定重度障害者等包括支援事業所の利用者の状況等に応じて、適当と認められる医療機関（当該指定重度障害者等包括支援事業所が事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関、利用者の主治医、その他必要と考えられる医療機関）との協力体制を確保することを規定したものである。なお、これらの医療機関は、当該指定重度障害者等包括支援事業所から近距離にあることが望ましい。</p> <p>(3) 障害福祉サービスの提供に係る基準（基準第 132 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業者が、指定重度障害者等包括支援として提供されるサービスの内容、当該サービスの質等について責任を負う仕組みであることから、必ずしも指定重度障害者等包括支援事業所によりサービスが提供される必要はないが、提供される障害福祉サービスに応じて、それぞれ次の要件を満たすこととしたものである。</p> <p>① 生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）の規定を満たしている</p>

改正後	現 行
<p>177号)の規定を満たしていること。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、<u>重度障害者等包括支援計画</u>に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>重度障害者等包括支援計画</u>の作成(基準第134条)</p> <p>① 基本方針</p> <p><u>重度障害者等包括支援計画は、サービス等利用計画に位置づけられた障害福祉サービスにおいて行う具体的なサービスの内容等(居宅介護における居宅介護計画や生活介護における個別支援計画等をいう。以下②において同じ。)に加え、利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援ができるような体制の確保や、急な支援内容の変更に伴う具体的な調整方法、緊急時における対応方法等を記載した書面である。</u></p>	<p>こと。</p> <p>② 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、同居家族によるサービス提供ではないこと。なお、これらの障害福祉サービスの提供をする者については、<u>サービス利用計画</u>に定められた支援を適切に遂行する能力を有すると認められる者であれば足り、研修修了等の資格要件は問わないものであること。</p> <p>③ 短期入所及び共同生活援助(外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)については、基準の規定を満たしていること。</p> <p>(4) 指定重度障害者等包括支援の取扱方針(基準第133条)</p> <p>基準133条第3項は、指定重度障害者等包括支援事業者自らが、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービスに係る利用者や家族の満足度等について常に評価・点検をすることにより、サービスの改善及び質の向上を図らなければならないとしたものである。</p> <p>(5) <u>サービス利用計画</u>の作成(基準第134条)</p> <p>① 基本方針</p> <p><u>サービス利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成することが重要であることから、その作成に当たっては、利用者及びその家族についてのアセスメント(利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握することをいう。以下同じ。)に基づき、指定重度障害者等包括支援として提供する障害福祉サービス</u></p>

改正後	現 行
<p><u>なお、利用者のサービス等利用計画を作成した相談支援専門員が、当該利用者の重度障害者等包括支援計画を作成することは適当でない点に留意すること。</u></p> <p>② 作成の手順</p> <p><u>サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援の支給決定を受けた障害者が利用を開始する時点において、速やかに、当該障害者のサービス等利用計画に位置付けられた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）と調整し、①の内容をとりまとめし、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付すること。</u></p> <p>(削る)</p> <p>③ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合</p>	<p><u>以外の保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス又は当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めサービス利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。</u></p> <p>② 作成の手順</p> <p><u>サービス提供責任者は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス利用計画を作成する観点から、各障害福祉サービスにおける共通の目標を達成するため、具体的に何ができるかなどについて、サービス利用計画原案に位置付けた障害福祉サービスの各担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者への照会等を通じ、専門的な見地からの意見を踏まえることが重要である。なお、サービス提供責任者は、利用者の状態を分析し、必要に応じてサービス担当者会議を開催すること。</u></p> <p>③ <u>利用者の意向の尊重</u></p> <p><u>サービス利用計画に位置付ける障害福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該サービス利用計画は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該サービス利用計画の作成に当たっては、これに位置付ける障害福祉サービスの種類及び内容について、利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス利用計画についても、その内容について利用者及びその家族等に説明を行い、遅滞なく交付することを義務付けたものである。</u></p> <p>④ 解決すべき課題の適切な把握</p> <p>指定重度障害者等包括支援においては、障害福祉サービスを組み合</p>

改正後	現 行
<p>わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、<u>重度障害者等包括支援計画の作成後</u>においても、利用者、その家族、<u>サービス等利用計画を作成した指定計画相談事業所</u>及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、<u>サービスの提供状況</u>や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて<u>サービス等利用計画の変更の勧奨</u>や、<u>重度障害者等包括支援計画の見直し</u>を行うものとする</p> <p>(6) (略)</p>	<p>わせることにより、利用者の解決すべき課題に即した適切なサービスを利用者に提供し続けることが重要である。このため、サービス提供責任者は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、<u>サービス利用計画の作成後</u>においても、利用者、その家族及び当該指定重度障害者等包括支援として障害福祉サービスを行う者との連絡を緊密に行うことにより、<u>サービス利用計画の実施状況</u>や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて<u>サービス利用計画の変更</u>を行うものとする。</p> <p>(6) 運営規程（基準第 135 条）</p> <p>指定重度障害者等包括支援の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な障害福祉サービスの提供を確保するため、基準第 135 条第 1 号から第 9 号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定重度障害者等包括支援事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。</p> <p>① 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数（第 3 号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援事業所におけるサービス提供責任者の配置状況及び事業所の体制等を勘案し、あらかじめ指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数を定めておく必要があること。</p> <p>② 指定重度障害者等包括支援の内容（第 4 号）</p> <p>「指定重度障害者等包括支援の内容」とは、当該指定重度障害者等包括支援事業所が、自ら又は第三者に委託することにより指定重度障害者等包括支援として提供可能な障害福祉サービスのサービスの内</p>

改正後	現 行
<p>(7) (略)</p> <p>第八 自立訓練（機能訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p>	<p>容を指すものであること。</p> <p>③ 事業の主たる対象とする利用者（第7号）</p> <p>指定重度障害者等包括支援の対象者は、Ⅰ類型からⅢ類型に分類される（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号当職通知）第二の2の（8）の①参照。）が、これらの類型ごとに対象者像は大きく異なり、サービス利用計画を作成する上で、サービス提供責任者に求められる専門性が異なる場合も想定されるため、サービス提供責任者の適性或配置状況等によっては、専門性を確保する観点から、事業の主たる対象を、これらの類型のうち一部に特定して事業を実施することも差し支えないこと。</p> <p>(7) 準用（基準第136条）</p> <p>基準第9条から第21条まで、第23条、第28条、第29条、第34条から第42条まで及び第66条の規定は、重度障害者等包括支援に準用されるものであることから、第三の3の（1）から（11）まで（（3）の②を除く。）、（13）、（17）、（18）及び（23）から（29）まで並びに第四の3の（15）を参照されたい。</p> <p>第八 自立訓練（機能訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p>

改正後	現 行
(1) (略)	<p>(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (基準第 156 条第 1 項第 1 号)</p> <p>これらの従業者については、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 6 で除した数以上配置しなければならない。看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ 1 人以上が常勤でなければならない。</p>
(2) (略)	<p>(2) サービス管理責任者 (基準第 156 条第 1 項第 2 号)</p> <p>指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の 1 の (4) 及び第五の 1 の (4) を参照されたい。</p>
(3) (略)	<p>(3) 訪問による自立訓練 (機能訓練) を行う場合 (基準第 156 条第 2 項)</p> <p>指定自立訓練 (機能訓練) は、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所において行うほか、利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、指定自立訓練 (機能訓練) 事業所に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を 1 人以上確保する必要がある。</p>
(4) (略)	<p>(4) 機能訓練指導員 (基準第 156 条第 4 項)</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 1 の (3) を参照されたい。</p>

改正後	現 行
<p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(5) 準用 (基準第 157 条)</p> <p>基準第 51 条については、指定自立訓練 (機能訓練) に準用されるものであることから、第四の 1 の (7) の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準 (基準第 158 条)</p> <p>指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 利用者負担額等の受領 (基準第 159 条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等</p> <p>指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の 3 の (11) の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② その他受領が可能な費用の範囲</p> <p>基準第 159 条第 3 項は、指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練 (機能訓練) において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによる</p>

改正後	現 行
	<p>ものとする。</p> <p>(2) 訓練（基準第 160 条）</p> <p>① 基本方針</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、自立訓練（機能訓練）計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。</p> <p>また、指定自立訓練（機能訓練）は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該指定自立訓練（機能訓練）の訓練期間経過後、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。</p> <p>② 職員体制</p> <p>基準第 160 条第 3 項に規定する「常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、2 以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時 1 人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。</p> <p>なお、指定自立訓練（機能訓練）の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。</p> <p>(3) 地域生活への移行のための支援（基準第 161 条）</p> <p>指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域生活へ移行できる</p>

改正後	現行
<p>(4) 準用（基準第 162 条）</p> <p>① 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、<u>第 85 条の 2</u>から第 92 条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の<u>（4）の 2</u>から<u>（10）</u>までを参照されたい。</p> <p>② 基準第 162 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の<u>（11）の②</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の<u>（11）の③</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p><u>4 共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p>	<p>よう、日中活動サービス事業者等と連携し、利用調整等を行うとともに、利用者が真に地域生活に定着し、将来にわたり自立した日常生活が営めるよう、利用者が地域生活へ移行した後、少なくとも 6 月以上の間は、当該利用者の生活状況の把握及びこれに関する相談援助又は他の障害福祉サービスの利用支援等を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(4) 準用（基準第 162 条）</p> <p>① 第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、<u>第 86 条</u>から第 92 条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業に準用されるものであることから、第三の 3 の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の<u>（5）</u>から<u>（10）</u>までを参照されたい。</p> <p>② 基準第 162 条の規定により準用される第 10 条については、第五の 3 の<u>（11）の②</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第 69 条については、第五の 3 の<u>（11）の③</u>のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(1) <u>共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準第 162 条の 2 及び第 162 条の 3）</u></p> <p><u>自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u></p> <p><u>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下この号において「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、共生型自立訓練（機能訓練）を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定通所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>なお、共生型自立訓練（機能訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② <u>設備</u></p> <p><u>指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又</u></p>	

改正後	現 行
<p>は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーテーション等の仕切りは、不要であること。</p> <p>③ <u>指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（第 162 条の 4）</u></p> <p>① <u>基準第 162 条の 4 の規定により、基準第 9 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 51 条、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条から第 75 条まで、第 79 条、第 85 条の 2 から第 92 条まで、第 155 条及び前節（第 162 条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の 3 の（1）、（3）から（10）まで（（3）の②を除く。）、（12）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の 1 の（7）、3 の（6）から（9）まで（（7）の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、（15）、（17）から（19）まで及び（21）から（23）まで並びに第五の 3 の（4）の 2 から（10）まで並びに第八の 3 の（1）及び（2）を参照されたいこと。</u></p> <p>② <u>①により準用される第 10 条については、第五の 3 の（11）の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ <u>①により準用される基準 58 条で定める自立訓練（機能訓練）計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練（機能訓練）計画に相当する計画を</u></p>	

改正後	現行
<p><u>作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画のとりまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p><u>④ ①により準用される第 69 条については、第五の 3 の (11) の③のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、共生型自立訓練（機能訓練）の利用定員は、共生型自立訓練（機能訓練）の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員 20 人の場合、利用日によって、共生型自立訓練（機能訓練）の利用者が 10 人、指定通所介護等の利用者が 10 人であっても、共生型自立訓練（機能訓練）の利用者が 5 人、指定通所介護等の利用者が 15 人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u></p> <p><u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の (3) を参照されたい。</u></p> <p><u>(4) その他の留意事項</u></p> <p><u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 4 の (4) を参照されたい。</u></p>	

改正後	現 行
<p>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第 163 条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 5 の（1）</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の 5 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 5 の（1）</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の 5 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第九 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) （略）</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準（基準第 163 条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 4 の（1）</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の 4 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第 163 条の 2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の 4 の（1）</u>を参照されたい。この場合において「<u>第五の 4 の（1）の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 準用（基準第 164 条） 基準第 159 条第 2 項から第 6 項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）について準用されるものであることから、第八の 3 の（1）（第三の 3 の（11）の①を参照する部分を除く。）を参照されたい。</p> <p>第九 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 生活支援員及び地域移行支援員（基準第 166 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）</p>

改正後	現 行
<p>(2) (略)</p>	<p>① 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。 また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合 生活支援員の員数が、常勤換算方法により、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を10で除した数並びに指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）の利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置するとともに、1人以上が常勤でなければならない。 また、地域生活へ移行後の住まいに関する情報提供及び地域生活へ移行した利用者の定期的な相談支援等を行う地域移行支援員の員数については、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに1人以上配置することが必要である。</p> <p>(2) サービス管理責任者（基準第166条第1項第3号） 指定療養介護及び指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第四の1の(4)及び第五の1の(4)を参照されたい。 なお、指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者については、常勤換算方法により、必要な員数の配置が求められるものではないが、サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から、必</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>要な勤務時間が確保されている必要があること。</p> <p>(3) 看護職員を配置する場合（基準第 166 条第 2 項） 指定自立訓練（生活訓練）事業所において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、生活支援員及び看護職員の総数が、基準第 166 条第 1 項第 1 号において必要とされる生活支援員の数を満たしていれば足りるものとする。ただし、この場合は、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低 1 人以上配置することが必要である。</p> <p>(4) 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（基準第 166 条第 3 項） 指定自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、第八の 1 の（3）を参照されたい。</p> <p>(5) 準用（基準第 167 条） 基準第 51 条については、指定自立訓練（生活訓練）に準用されるものであることから、第四の 1 の（7）の①を参照されたい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（基準第 168 条第 2 項） 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の 2 の（1）を参照されたい。</p> <p>(2) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の場合（基</p>

改正後	現 行
	<p>準第 168 条第 3 項)</p> <p>指定宿泊型自立訓練事業所については、基準第 168 条第 1 項に掲げる設備のほか、居室及び浴室を設ける必要があること。この場合、当該居室の定員は 1 人とし、その面積は、収納設備等を除いて 7.43 m²以上とすること。</p> <p>ただし、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホーム、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設及び知的障害者通勤寮が指定自立訓練（生活訓練）事業所に転換した場合においては、居室の定員及び面積について、次のとおり経過措置が設けられていること（基準附則第 20 条第 2 項）。</p> <p>① 居室の定員</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 2 人以下</p> <p>イ ア以外の施設 4 人以下（ただし、法施行に伴い廃止された「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成 14 年厚生労働省令第 81 号。以下「旧知的障害者更生施設等基準」という。）」附則第 4 条に規定する経過措置により居室の定員を「原則として 4 人以下」としている指定知的障害者通勤寮については、「原則として 4 人以下」として差し支えないこと。）</p> <p>② 居室の面積</p> <p>ア 精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設 利用者 1 人当たりの床面積が 4.4 m²以上</p> <p>イ ア以外の施設 利用者 1 人当たりの床面積が 6.6 m²以上（ただし、旧知的障害者更生施設等基準附則第 4 条に規定する経過措置により、入所者 1 人当たりの床面積を「3.3 m²以上」としている指定知</p>

改正後	現 行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>的障害者通勤寮については、「3.3 m²以上」として差し支えないこと。)</p> <p>(3) 訓練・作業室等の面積及び数 指定生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の2の(2)を参照されたい。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) サービスの提供の記録(基準第169条の2)</p> <p>① 基準第169条の2第1項については、指定居宅介護の場合と同趣旨であるため、第三の3の(9)の①を参照されたい。</p> <p>② 基準第169条の2第2項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の①を参照されたい。</p> <p>③ 基準第169条の2第3項については、指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の3の(2)の②を参照されたい。</p> <p>(2) 利用者負担額等の受領(基準第170条)</p> <p>① 利用者負担額の受領等 指定居宅介護の規定と同趣旨であるため、第三の3の(11)の①、②、④及び⑤を参照されたい。</p> <p>② 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活訓練)におけるその他受領が可能な費用の範囲 基準第170条第3項の規定は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)において</p>

改正後	現 行
	<p>提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 日用品費</p> <p>ウ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウの具体的な範囲については、別に通知するところによるものとする。</p> <p>③ 指定宿泊型自立訓練におけるその他受領が可能な費用の範囲</p> <p>同条第4項の規定は、指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項及び第2項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、</p> <p>ア 食事の提供に要する費用</p> <p>イ 光熱水費</p> <p>ウ 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>エ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものの支払を受けることができることとし、訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>なお、ウについては、国若しくは地方公共団体の補助金等（いわゆる民間補助金を含む。）により建設され、買収され又は改造された</p>

改正後	現 行
<p>(3) (略)</p> <p>(4) 準用 (基準第 171 条)</p> <p>① 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条、第 74 条、<u>第 85 条の 2</u>から第 92 条まで、第 160 条及び第 161 条の規定は、指定自立訓練 (生活訓練) の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (8) まで ((3) の②を除く。)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に</p>	<p>建物 (建設等費用の全額を補助金等により賄った場合に限る。) を用いて、指定宿泊型自立訓練を提供する場合には、利用者に対し、当該費用についての負担を求めることはできないものである。</p> <p>また、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて (平成 18 年 12 月 6 日 障発第 1206002 号当職通知) によるものとする。</p> <p>(3) 利用者負担額に係る管理 (基準第 170 条の 2)</p> <p>指定自立訓練 (生活訓練) 事業者は、支給決定障害者が同一の月に、指定自立訓練 (生活訓練) 以外の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該月における利用者負担額合計額を算定しなければならない (ただし、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者以外の者である場合は、支給決定障害者の依頼を受けて算定する。) こととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。</p> <p>(4) 準用 (基準第 171 条)</p> <p>① 第 9 条から第 18 条まで、第 20 条、第 23 条、第 28 条、第 36 条から第 41 条まで、第 57 条から第 60 条まで、第 66 条、第 68 条から第 70 条まで、第 73 条、第 74 条、<u>第 86 条</u>から第 92 条まで、第 160 条及び第 161 条の規定は、指定自立訓練 (生活訓練) の事業に準用されることから、第三の 3 の (1)、(3) から (8) まで ((3) の②を除く。)、(10)、(13)、(17) 及び (24) から (28) まで並びに第四の 3 の (6) から (9) まで ((7) の②中「6月に</p>

改正後	現行
<p>1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)、(19)、(21)及び(22)並びに第五の3の(4)の2から(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p>② 基準第171条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>4 <u>共生型障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p>(1) <u>共生型自立訓練(生活訓練)を行う指定通所介護事業者等及び指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準(基準第171条の2及び第171条の3)</u></p> <p><u>自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。</u></p> <p>① <u>従業者の員数</u></p> <p><u>指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下この号において「指定通所介護事業所等」という。)の従業者の員数が、共生型自立訓練(生活訓練)を受ける利用者(障害者)の数を含めて当該指定通</u></p>	<p>1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。）、(15)、(17)、(19)、(21)及び(22)並びに第五の3の(5)から(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)を参照されたい。</p> <p>② 基準第171条の規定により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</p> <p>③ 同条の規定により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>所介護事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>なお、共生型自立訓練（生活訓練）の管理者と指定通所介護等の管理者を兼務することは差し支えないこと。</u></p> <p>② 設備</p> <p><u>指定通所介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。</u></p> <p><u>なお、当該設備については、共生型サービスは障害者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。</u></p> <p>③ <u>指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から、指定通所介護事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(2) 準用（第171条の4）</u></p> <p>① <u>基準第171条の4の規定により、基準第9条から第18条まで、第20条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条、第74条、第79条、第85条の2から第92条まで、第160条、第161条、第165条及び前節（第169条及び171条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用されるものであるため、第三の3の（1）、（3）から（8）まで（（3）の②を除く。）、（10）、（13）、（17）及び（24）から（28）まで並びに第四の1の</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>(7)、3の(6)から(9)まで((7)の②中「6月に1回以上」とあるのは、「3月に1回以上」とする。)、(15)、(17)から(19)まで及び(21)、(22)並びに第五の3の(4)の2から(10)まで並びに第八の3の(2)及び(3)並びに第九の3の(1)から(3)まで((2)の③を除く。)</u>を参照されたいこと。</p> <p>② <u>①により準用される第10条については、第五の3の(11)の②のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>③ <u>①により準用される基準58条で定める自立訓練(生活訓練)計画について、指定通所介護事業所等にサービス管理責任者が配置されていない場合については、自立訓練(生活訓練)計画に相当する計画を作成するように努めること。その際、高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、高齢者介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。</u></p> <p>④ <u>①により準用される第69条については、第五の3の(11)の③のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>この場合において、共生型自立訓練(生活訓練)の利用定員は、共生型自立訓練(生活訓練)の指定を受ける指定通所介護事業所等において、同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>(例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型自立訓練(生活訓練)の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であって</u></p>	

改正後	現行
<p><u>も、共生型自立訓練（生活訓練）の利用者が5人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。</u></p> <p><u>(3) その他の共生型サービスについて</u> <u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の(3)を参照されたい。</u></p> <p><u>(4) その他の留意事項</u> <u>共生型生活介護の場合と同趣旨であるため、第五の4の(4)を参照されたい。</u></p> <p><u>5 基準該当障害福祉サービスに関する基準</u></p> <p>(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（基準第172条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の5の(1)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の5の(1)の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の5の(2)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の5の(2)の④</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>4 基準該当障害福祉サービスに関する基準</p> <p>(1) 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準（基準第172条） 基準該当生活介護の場合と同趣旨であるため、<u>第五の4の(1)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の4の(1)の②</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（知的・精神）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例（基準第172の2） 生活介護の指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の場合と同趣旨であるため、<u>第五の4の(2)</u>を参照されたい。この場合において<u>第五の4の(2)の④</u>の「介護分野」とあるのは、「地域生活（身体）分野」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 準用（基準第173条）</p>